



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*36 建築士法施行細則の一部を改正する規則	(建築住宅課)	1
○ 告示		
740 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課)	8
741 〃	(〃)	8
742 介護保険法による指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止	(長寿社会課)	9
743 身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)	10
744 救急病院の申出の撤回	(医務課)	11
745 和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定の失効	(薬務課)	11
746 新六箇井土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)	12
747 保安林予定森林	(森林整備課)	12
748 保安林の指定	(〃)	13
749 特定漁港漁場整備事業計画案の作成	(港湾漁港整備課)	13
○ 警察本部告示		
3 放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等		14
○ 公告		
入札公告	(警察本部)	17

規 則

和歌山県規則第36号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和26年和歌山県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「訂正し、前項の規定による申請があった場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する」を「訂正する」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(免許証の書換え交付)

第6条の2 二級建築士又は木造建築士は、前条第1項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これらを「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これらを「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があったときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第5条第3項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、写真を貼り付けた免許証書換え交付申請書(別記第3号様式の2)に免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しな

ればならない。

3 知事は、前項の規定による申請があった場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第8条第4項中「免許証」の次に「又は免許証明書」を加える。

第13条中「法第10条の20第3項」を「同条第3項」に改める。

第26条第1項及び第2項中「第25条第2項」を「前条第2項」に改める。

第35条の見出し及び同条第1項中「二級建築士試験事務」を「二級建築士等試験事務」に改める。

第38条中「第23条の5第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第42条中「県土整備部都市住宅局建築住宅課」を「和歌山県県土整備部都市住宅局建築住宅課」に改める。

第44条第1項中「第6条、第7条」を「第6条から第7条まで」に、「同条第2項中「免許証書換交付申請書（別記第3号様式の2）」とあるのは「免許証書換交付申請書」と、同条第3項、第7条第2項及び第8条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」を「第6条の2の見出し、同条第3項、第7条第2項及び第8条第4項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第6条の2第1項中「免許証の書換え交付」とあるのは「免許証明書の書換え交付」と、同条第2項中「法第5条第3項の規定により免許証」とあるのは「法第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第5条第3項の規定により免許証明書」と、「免許証書換交付申請書（別記第3号様式の2）」とあるのは「免許証明書書換交付申請書」に改め、同条第2項中「第23条の5第1項」の次に「又は第2項」を加える。

別記第3号様式の2中「（第6条関係）」を「（第6条の2関係）」に、「第6条第2項」を「第6条の2第1項」に、「届け出」を「申請し」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第8条関係)

死 亡 等 届 出 書

建築士法第 8 条の 2 の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名

印

記

届出の理由		1 死亡	2 後見開始又は保 佐開始の審判	3 建築士法第 7 条第 3 号又は第 4 号に該当
被 届 出 者 の 登 録 事 項 等	ふり 氏 名			
	生年月日	年 月 日		
	性 別			
	本 籍 地 (都道府県名 又は国籍名)			
	登 録 番 号	二級 木造	第	号
	登 録 年 月 日	年 月 日		
届出事由の生じた日		年 月 日		
被届出者と 届出者との関係		1 相続人	2 後見人又は 保佐人	3 本人
注 「届出の理由」、「登録番号」及び「被届出者と届出者との関係」については、それぞれ該当する事項の数字等を○で囲んでください。				

別記第5号様式の3中「和歌山県建築士法施行細則」を「建築士法施行細則」に改める。

別記第8号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第38条関係)

一級
二級 建築士事務所登録事項変更届
木造

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があったので、 { 建築士法第23条の5第1項
建築士法第23条の5第2項 } の規定により届け出ます。

年 月 日 届 出 者
(開設者の氏名(開設者が法人である場合は名称及び代表者の氏名)) 印

知事 殿
指定事務所登録機関 (名称) _____

[注意事項]

- 1 開設者の氏名又は名称に変更があった場合、届出者欄については、変更後の開設者の氏名又は名称を記入してください。
- 2 建築士事務所欄については、変更前の事項を記入してください。
- 3 変更事項欄については、変更があった事項のみ記入してください。

建 築 士 事 務 所	開設者の氏名又は名称	
	建築士事務所の名称	
	建築士事務所の所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項 目		変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日	
変 更 事 項	建築士事務所の名称	ふりがな	ふりがな		
	建築士事務所の所在地				
	電話番号				
	開設者の氏名又は名称	ふりがな	ふりがな		
	法人の役員 (開設者が法人の場合のみ)	別添1「役員名簿」のとおり			
	管理建築士	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	ふりがな 氏名 登録番号 登録年月日 一級・二級・木造の別	管理建築士講習を修了した年月日 平成 年 月 日 修了証番号 第 号	
		所属建築士	別添2「所属建築士変更事項」のとおり		

【作成担当者】

部 署：
氏 名：
T E L：

【別添 1】

役員名簿

〔記入注意〕

- 1 「変更前」及び「変更後」における全ての役員を記入してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

変 更 前		変 更 後		
ふりがな 氏 名	役 名	ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
		男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)

別紙 有
無

【別添 2】

所属建築士変更事項

〔記入注意〕

- 1 下欄「現行の所属建築士及び所属を外れた建築士」においては、従前に登録された全ての所属建築士を記入の上、所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。
- 2 この書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けた上で、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

○ 新たに所属建築士となった建築士

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属した年月日

○ 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	所属を外れた年月日

(備考) 別紙 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	変 更 前			変 更 後		
	計	一級建築士 名	二級建築士 名	計	一級建築士 名	二級建築士 名
		木造建築士 名	構造設計一級建築士 名		木造建築士 名	構造設計一級建築士 名
		設備設計一級建築士 名			設備設計一級建築士 名	

別記第9号様式中「かこむ」を「囲む」に改める。

別記第10号様式中「（第43条、第44条関係）」を「（第45条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成27年6月25日から施行する。

告 示

和歌山県告示第740号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年7月27日まで縦覧に供する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年5月25日

2 名称

特定非営利活動法人紀見サポートクラブ

3 代表者の氏名

浅井徹

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市城山台一丁目6番地の6

5 定款に記載された目的

この法人は、橋本市民、特に紀見地区は今後急速に高齢化が進む中で高齢者、障害者などの手助けを必要とする者の介護、援助等の福祉活動や小・中学生に対して日常の社会教育の指導、公民館の効果的な運営、まちづくりの推進と環境保全、自主防災会活動の指導教育と訓練、情報通信活性化への対応、雇用機会の促進、消費者の保護活動などを行うことにより、地域の活性化と住民が安心して生活できる、住み良い町を創造することを目的とする。

和歌山県告示第741号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成27年8月3日まで縦覧に供する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年6月2日

2 名称

特定非営利活動法人人と自然とまちづくりと

3 代表者の氏名

横山あおい

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市関戸二丁目3番2号

5 定款に記載された目的

自然と人が、人と人が心豊かに共存できるまちづくりを軸に、20世紀の負の遺産を解消し、成熟期における環境の創造・再生を行うことを目的とする。

和歌山県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号、第85条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
3072000437	株式会社シーモ	ケアフルズ	御坊市島695番地3	居宅介護支援	平成27.1.1
3072100815	有限会社亀甲	居宅介護支援事業所ふじの里	日高郡日高町荊木字町之坪115-1	居宅介護支援	平成27.1.1
3071400968	株式会社サザンクロス	ケアプランセンターハーモニー	海南市日方1512-3	居宅介護支援	平成27.2.1
3071800217	株式会社たらちね	訪問介護事業所たらちね	岩出市高塚53番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.2.9
3071700656	山晃合同会社	龍門山温泉デイサービス	紀の川市荒見645-1	通所介護・介護予防通所介護	平成27.2.10
3071400836	株式会社リンク	株式会社リンク和歌山支店	海南市南赤坂11番地	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成27.2.28
3072500808	合同会社明神介護	明神介護サービス	東牟婁郡古座川町明神459	居宅介護支援	平成27.3.1
3071000438	医療法人南労会	医療法人南労会短期入所生活介護花梨	橋本市神野々1103	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成27.3.20
3070107200	ウォーターワン株式会社	茶話本舗デイサービス和歌山岩出	岩出市中黒58-3	通所介護	平成27.3.31
3071700540	ウォーターワン株式会社	茶話本舗デイサービス和歌山名手	紀の川市名手市場729-1	通所介護	平成27.3.31
3071300101	社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	かつらぎ町社会福祉協議会花園介護事業所	伊都郡かつらぎ町花園梁瀬1578番地の2	居宅介護支援	平成27.3.31
3071800027	株式会社ソーシャル相談室茶谷	ソーシャル相談室茶谷	岩出市金池76番地	居宅介護支援	平成27.3.31
3072300647	和歌山高齢者生活協同組合	ケアセンターおたっしや倶楽部新宮事業所	新宮市蜂伏12番地の17	訪問介護・介護予防訪問介護	平成27.3.31

30718003 81	株式会社ふれんど	デイサービスしあわせ	岩出市岡田844番1	通所介護・介護予防通所介護	平成 27.3.31
30722007 97	特定非営利活動法人デイケアハウスなごみ	デイサービスあいづ	田辺市秋津町209	通所介護・介護予防通所介護	平成 27.3.31
30721007 99	社会福祉法人敬愛会	特別養護老人ホーム白寿苑	日高郡日高川町船津1664番地	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	平成 27.3.31
30714010 81	紀州エア・ウォーター株式会社	紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど海南	海南市名高476	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 27.3.31
30716004 76	紀州エア・ウォーター株式会社	紀州エア・ウォーター株式会社愛らんど有田	有田郡有田川町小島313-7	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 27.3.31
30723004 64	セイコーメディカル株式会社	セイコーメディカル株式会社新宮営業所	新宮市蜂伏20番22号	福祉用具貸与・特定福祉用具販売・介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売	平成 27.3.31
30711001 62	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	社会福祉法人海南市社会福祉協議会下津事業所	海南市下津町上14-6	訪問介護・居宅介護支援・介護予防訪問介護	平成 27.3.31
30711000 30	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里居宅介護支援事業所	海草郡紀美野町神野市場226番地1	居宅介護支援	平成 27.4.30
30718003 73	株式会社ふれんど	ケアプランセンター青空	岩出市岡田844番1	居宅介護支援	平成 27.4.30
30711002 04	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会	社会福祉法人紀美野町社会福祉協議会美里訪問介護事業所	海草郡紀美野町神野市場226番地1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27.4.30
30718003 65	株式会社ふれんど	訪問介護ステーション元気	岩出市岡田844番1	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 27.4.30

和歌山県告示第743号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年月日	診 断 す る 身 体 障 害 の 種 類													
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓	
乾晃造	耳鼻咽喉科	乾耳鼻咽喉科 医院	田辺市上 屋敷町1- 3-39	平成 27.6.9		○	○	○	○									
吉村良	脳神経外科	南和歌山医療 センター	田辺市た きない町 27-1	平成 27.6.9				○										
辻俊明	外科	南和歌山医療 センター	田辺市た きない町 27-1	平成 27.6.9									○					
辻本俊和	循環器内科	辻本クリニッ ク	橋本市高 野口町大 野235-1	平成 27.6.9							○							
藪内以和夫	内科	南和歌山医療 センター	田辺市た きない町 27-1	平成 27.6.9														○
中多靖幸	外科	くしもと町立 病院	東牟婁郡 串本町サ ンゴ台69 1-7	平成 27.6.9									○	○				○

和歌山県告示第744号

次の病院について、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 伊藤病院
- 2 所在地 橋本市高野口町伏原1011
- 3 失効日 平成27年4月30日

和歌山県告示第745号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例（平成24年和歌山県条例第83号）第12条第1項の規定により、次のとおり知事監視製品の指定が効力を失うので告示する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 失効する知事監視製品
 - (1) 次の写真に示すとおり、被包に「AL37」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (2) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Strong」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (3) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING Feminine」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
 - (4) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの
 - (5) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER 2nd」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの

(6) 次の写真に示すとおり、被包に「MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの
(7) 次の写真に示すとおり、被包に「FEELING FLeSH」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(8) 次の写真に示すとおり、被包に「ICE CREEM PaRaDISE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 失効理由

当該知事監視製品が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する指定薬物に該当するに至ったため

3 失効年月日

平成27年6月19日

和歌山県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により新六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 退任した役員（平成27年5月26日退任）

職名	氏名	住所
監事	松下忠宣	和歌山市北島256番地

2 就任した役員（平成27年5月26日就任）

職名	氏名	住所
理事	松下忠宣	和歌山市北島256番地
監事	榎野仁富	和歌山市狐島505番地

和歌山県告示第747号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町大鎌字弓場804、字栄ノ谷816、817

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第748号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井字奥山267から269まで
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局地域振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第749号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項に規定する特定漁港漁場整備事業計画の案を作成したので、同条第4項の規定により、同条第2項に規定する事項を定めた書面及び関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課、東牟婁振興局串本建設部及び串本町に備え置いて、平成27年7月9日まで公衆の縦覧に供する。

なお、この計画の案に関し意見がある者は、縦覧期間満了の日まで、和歌山県知事に意見書を提出することができる。

平成27年6月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行に係る区域及び工事に関する事項

(1) 区域に関する事項

- ア 区域名 串本地区
- イ 所在地 和歌山県東牟婁郡串本町串本地先
- ウ 整備対象漁港名 串本漁港

(2) 工事に関する事項

- ア 主要施設の種類及び規模
(漁港施設)

計画施設	計画工事種目	単位	計画数量
外郭施設	浅海防波堤	m	640.0
	北防波堤	m	310.0
	南防波堤	m	474.8
係留施設	-5.0m 岸壁	m	371.5
	-3.0m 岸壁	m	185.0
輸送施設	道 路	m	404.3
	C道路	m	44.0
漁港施設	用 地	m ²	15,306.0

- イ 工事の着手及び完了の予定期間
着手予定年度 平成27年度
完了予定年度 平成36年度

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年6月19日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務

(2) 調達役務の仕様等

次の1から4までの仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- 1 放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書
- 2 放置駐車管理システム更新等仕様書
- 3 放置駐車管理システム機器等仕様書
- 4 放置駐車管理システム保守等仕様書

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成27年6月19日（金）において、次に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないものであること。

ウ 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

エ 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

オ この入札に係るシステム更新業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）冗長化構成（クラスタシステム、フォールトトレランスシステム等による構成）されたサーバからなるシステムを構築した実績を有すること。

（イ）5拠点以上から接続するシステムを構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同種同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同種とは（ア）に掲げる要件を、同等規模以上とは（イ）に掲げる要件を満たしているものとする。

（ア）コンピュータ機器等のメンテナンスリース又はレンタルを行った実績を有すること。

（イ）（ア）に掲げる業務について、予定価格の50パーセント以上の金額で契約を締結し、適正に履行した実績を有すること。

キ 営業品目にソフトウェア開発を有する者であること。

ク 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

コ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

サ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のオからエまで及びケからサまでに掲げる要件を全て満たし、構成員のうちシステム更新業務を担当する者は（1）のオ及びキの要件を、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びクの要件をそれぞれ満たしていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

イ コンソーシアムとして申請する場合

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、

（サ）の書類についてはシステム更新業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。

また、(イ)から(ケ)までの書類については構成員ごとに提出すること。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

(カ) 使用印鑑届

(キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

b 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

(ク) 誓約書

(ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）及び委任状（コンソーシアム代表者）

(コ) 仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。

(サ) 申請者のシステム更新業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者にシステム更新体制が整備されていることを証明するシステム更新体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(セ) 申請者に保守体制が整備されていることを証明する保守体制証明書で、次に掲げる要件を満たすもの

a 障害発生時の連絡体制図を添付すること。

b 営業所及び待機拠点等における常駐技術者数を記載すること。

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムの構成員間で締結したものをコンソーシアムとして提出すること。

(2) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者には、当該通知書の写しを提出することにより、(1)のア並びにイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類に代えることができる。

(3) (1)のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)、(ケ)及び(サ)から(セ)までに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年6月19日（金）から同年7月9日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる入札説明会において行うほか、平成27年6月19日（金）から同年7月10日（金）までの間に和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター（以下「取締センター」という。）に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年6月29日 (月) 午後3時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成27年6月19日(金)から同年7月21日(火)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所に提出するものとする。

なお、郵便による場合は平成27年7月21日(火)午後5時までに6に掲げる場所に必着しなければならない。

6 資格審査申請書類の配布の場所

取締センター
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0356
ファクシミリ番号 073-475-0359

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成27年7月27日(月)までに通知するものとし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成27年8月5日(水)午後5時までに書面により求めることができる。

(3) (2)の書面は、持参により6に掲げる場所に提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年8月10日(月)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

公 告

入 札 公 告

放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成27年6月19日

和歌山県警察本部長 下 田 隆 文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度から平成33年度まで

(2) 調達業務の名称及び数量

放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 放置駐車管理システム更新委託業務
契約日から平成28年1月31日までの間

イ 放置駐車管理システム賃貸借業務
平成28年2月1日から平成34年1月31日までの間

- (4) 調達役務の仕様等
次の1から4までの仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- 1 放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務仕様書
 - 2 放置駐車管理システム更新等仕様書
 - 3 放置駐車管理システム機器等仕様書
 - 4 放置駐車管理システム保守等仕様書
- (5) 納入場所
和歌山県警察本部が指定する場所
- (6) 入札金額
総額で入札することとする。
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成27年和歌山県警察本部告示第3号に規定する放置駐車管理システム更新委託及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山県警察本部交通部交通指導課駐車違反取締センター（以下「取締センター」という。）
和歌山市西1番地
郵便番号 640-8524
電話番号 073-473-0356
ファクシミリ番号 073-475-0359
- (2) 期間
平成27年6月19日（金）から同年7月9日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで
- 4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
- ア 場所
3の（1）に同じ。
- イ 期間
3の（2）に同じ。
- (2) （1）により交付する入札説明書等に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成27年6月19日（金）から同年7月10日（金）までの間に取締センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 5 入札説明会の場所及び日時
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室9
- (2) 日時
平成27年6月29日（月）午後3時
- 6 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地1
和歌山県警察本部1階 会議室8
- イ 入札日時

平成27年8月11日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県警察から入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参するものとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により平成27年8月10日（月）午後4時までに取締センターに必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

この入札に係る業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札に参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けた者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定に定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付を免除できるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて当該停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県警察本部交通部交通指導課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県警察の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- 12 契約書作成の要否
要
- 13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否
否
- 14 契約方法
契約は、落札者で行うものとする。
- 15 その他
- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- ア 名称
和歌山県警察本部警務部会計課
- イ 所在地
和歌山市小松原通一丁目1番地1
郵便番号 640-8588
電話番号 073-423-0110 (代表)
ファクシミリ 073-423-0120
- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 16 Summary
- (1) Construction and rental of Illegal Parking Management System
- (2) Time limit for tender :
10:00 a.m. Tuesday 11 August 2015 (Deadline for bids Submitted by mail : 4:00 p.m. Monday 10 August 2015)
- (3) Contact point for the notice :
Wakayama Prefectural Police Headquarters
Police Administration Department
Finance Section
1-1-1 Komatsubaradori Wakayama city, 640-8588, Japan
TEL:073-423-0110
FAX:073-423-0120